

【目次】

ページ

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 8 文化振興費

- 1 新たな文化施設基本構想概要版・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 長崎ブリックホールの施設整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 (【単独】文化施設整備事業費)
- 3 公会堂廃止後の長崎ブリックホールの市民優先予約・・・・ 5
- 4 公会堂廃止後の長崎ブリックホール使用料の減免拡大・・・・ 6

(参考)

- 第22号議案「長崎市公会堂条例を廃止する条例」・・・・・・・・ 7
 に対する附帯決議(平成26年6月25日長崎市議会)

市民生活部

令和3年3月

1 上位計画との関係

(1) 国の文化政策

文化芸術基本法

(前文:抜粋)
文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

- (前文:抜粋)
- 劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である
 - 全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。
 - 現代社会においては、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。
 - 国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

(2) 長崎市の上位計画

長崎市第四次総合計画

- (施策の方向性)
- 芸術文化に触れる機会の創出
 - 市民が利用しやすい文化施設の整備・運営を行い、市民の芸術文化活動の拠点としての機能の充足に努めます。
 - 市民が芸術文化を楽しみ心豊かに生活できるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会の創出に努めます。
 - 自主的な芸術文化活動の活性化
 - 芸術文化を支える人材が育ち、芸術文化活動を通じて、世代間の交流や地域との交流が生まれ、地域の文化や伝統文化が継承される環境づくりに努めます。
 - 市民の自主的な芸術文化活動の活性化と質の向上に努めます。

長崎市市民文化活動振興プラン

- 芸術文化に親しむ機会の創出(広げる)
 - 芸術文化を担う人材育成(育む)
 - 市民文化活動を支える環境の整備(支える)
- ↓
- 市民ニーズに対応した文化施設の充実
多様化する芸術文化と市民ニーズに対応するため、音楽・演劇などに利用できる高機能な文化施設の整備や運営に取り組みます。

2 長崎市の文化環境の現状分析

(1) ホールの整備状況

長崎市公会堂の閉館以降、長崎市のホール型施設(※)は、長崎ブリックホール(大ホール・国際会議場)、長崎市民会館文化ホール、長崎市チトセピアホール、メルカつきまち市民生活プラザホールがあります。

(2) ホールの利用状況

稼働率

ホール型施設の稼働率は、概ね60%から80%程度で推移しています。特に、長崎市公会堂の閉館に伴い、平成27年度以降は、長崎ブリックホール大ホールの稼働率が大きく上昇しています。

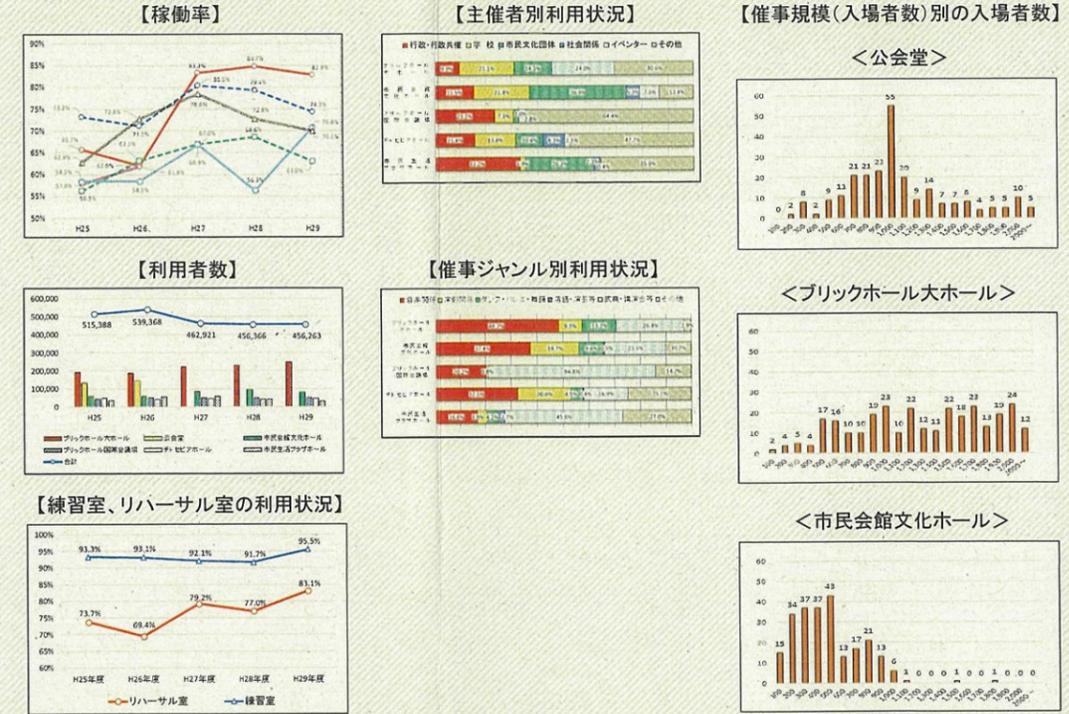
利用者数

ホール型施設の利用者の総数は、長崎市公会堂の閉館に伴い、平成27年度以降は、約7万人減少しています。

練習室、リハーサル室の利用状況

長崎ブリックホールの練習室、リハーサル室の稼働率は、平成29年度には、練習室が約96%、リハーサル室は約83%と非常に高くなっています。

(※)ホール型施設
「長崎市公共施設の用途別適正化方針」の分類
(大分類)市民利用型施設-(中分類)文化の振興を図る施設-(小分類)ホール型施設



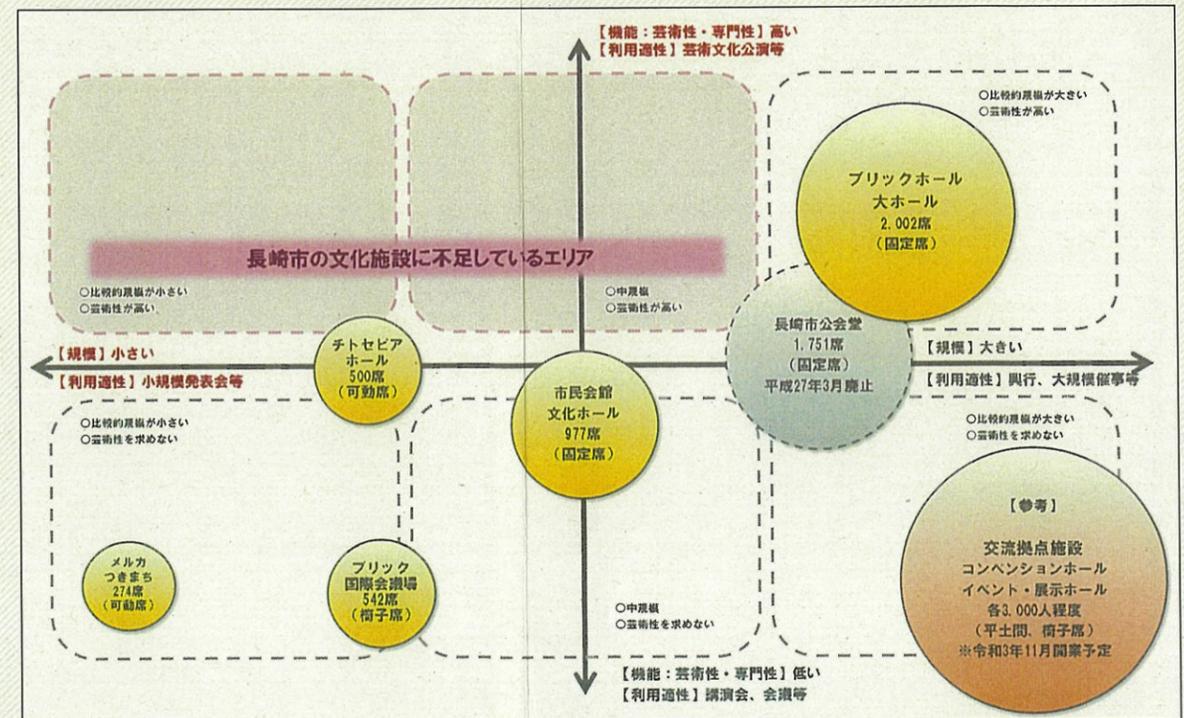
(3) 現状と主な課題

長崎市内のホールの整備状況や利用状況、市民文化団体等の意見を集約すると、次のような課題が挙げられます。

長崎市内の文化施設の現状と主な課題

- 市民の芸術文化活動の発表の場、練習・創造の場、市民の芸術文化の鑑賞の場が不足している。
- 芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備えた中・小規模ホールがない。
- 市民の利用ニーズに合った、利用しやすい規模(中規模から小規模)と機能(芸術性、専門性の高い公演が可能)を備えたホールがない。
- 芸術文化活動に取り組む市民が集い、交流する場、市民が気軽に芸術文化に触れる場、芸術文化にかかわる人づくりや、芸術文化を通じたつながりを育む拠点が乏しい。

長崎市内のホール型施設の規模や機能等を整理すると右のように整理できます。現状では、市民文化団体が利用しやすい中規模から小規模で、かつ、芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を持つ領域の施設が不足している状況にあります。



長崎市文化振興審議会や平成 29 年度に実施した市民文化団体等へのヒアリングなどで多くの意見をいただきました。その中で、新たな文化施設の施設整備の考え方について出された主な意見は次のとおりです。

➤ 長崎固有の歴史や芸術文化を継承する。

- 歴史をつなぐこと、歴史をつくることはとても大事なこと。
- 伝統を守るという考え方は必要。
- 国内外の人が長崎の文化を体感できる場所になるように。
- 長崎らしい文化を認識し、継承していく。
- 長崎の歴史、風土等を反映した特色ある芸術文化の発展を図る必要がある。
- 公会堂で文化団体がやってきた想いを新しいホールに活かすべき。

➤ 世界の平和に貢献する。
➤ 永遠の平和を願う長崎国際文化センター構想の精神を継承する。

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律にもあるように、文化は「世界平和」につながるものである。
- 長崎、広島は「平和」で世界に訴えかけることができるまち。
- 平和だから芸術文化が楽しめる。
- まちが元気になるホールというのも、ひとつの平和の象徴。
- 公会堂建設の礎となった長崎国際文化センター構想の精神は新たな文化施設に継承する必要がある。

➤ 国内外の質の高い芸術文化に触れる。
➤ 芸術文化で世界とつながる。

- 「新たな長崎の出島」という位置付けがいいのではないかな。
- 世界の文化が集まる「現代の出島」としてはどうか。
- 鎖国時代に世界に窓を開いていた長崎だから、世界に発信する施設に。
- 長崎がコンセプトとして提案すべきものは「世界発信」。
- 国内外の芸術家が集まる拠点に。
- 劇場や美術館は公共であれ民間であれ、オープンした段階から世界の共有財になる。

➤ 「演じる」、「観る」など様々な立場で楽しみ、喜びがあふれる。
➤ 心の豊かさを実感できる。

- くんちのように、長崎の人がいきいきとやっていることを、外から来た人が一緒に楽しんでもらえるような場になるとよい。
- 時間をかけて目の肥えた、耳の肥えた市民を増やし、市民が求める芸術のレベルを上げていくことが必要。
- いろんな人たちが行きたくなり、空気に触れたくて、留まりたくて、明日を生きる楽しさを感じることができる施設に。
- ホール利用者以外も「あってよかった」と感じてもらえるような施設に。

➤ 人が集い、出会う。
➤ つながりを生み出す。

- 芸術文化に興味のある人以外も日常的に集い、和むことができる憩いの場になって欲しい。
- たくさんの人が同じことに共感し、楽しめる場所になって欲しい。
- 子どもが遊びに来るような場所になって欲しい。
- 市民が交流する場所になって欲しい。
- 人と人のつながりは重要。芸術文化はその懸け橋になることができる。
- 「人とつながり、人を育み、人が生み出す」、関わりを創造する施設に。
- まちの賑わいの拠点となり、他の施設などとの連携により回遊性を創出するとよい。

➤ 芸術文化を通じて人を育む。
➤ 芸術文化の力がまちへ波及する。

- 将来のために、芸術文化を通して子どもたちの想像力を育む必要がある。
- 子どもたちが「あのステージに立ちたい」と思う施設に。
- 芸術の力をうまく社会と融合させ、どうやってまちを面白く、活性化させるかを考えることが必要。
- 人が増えるようなまち、魅力あるまちにするための施設でもあって欲しい。
- これからも変わらない芸術文化の価値は、同じ時間、同じ空間で芸術文化を共有する「関わり」の創造。
- 全国の都市が同じような課題を抱えており、芸術文化はその課題をクリアしていくために大きな機能を果たすことができる。

➤ 芸術文化を創造し続ける。

- ちゃんぽんのように違ったジャンルの文化が共生している芸術を長崎で創れたらよい。また、それを支える劇場をつくれるとよい。
- 育んできた文化的資源を磨き、長崎らしい芸術文化を創造・発信する。
- 芸術文化は人々の創造性を育む力を持っている。

➤ 芸術性や専門性が高く、多彩なジャンルに対応できる施設

- 芸術性や専門性の高い公演に対応できる施設が必要。
- 多様なジャンルにも一定の使い勝手を有する施設にすべき。
- 世界の一流アーティストが来てみたいと思うような施設をつくってはどうか。
- 音響面でクオリティが高いホールが必要。
- クラシックは、専門性が高いホールができれば、プロだけでなく、演奏する側の市民も聴く側の市民も喜ぶ。

➤ 市民が使いやすく、ニーズに応える施設

- 市民のニーズに応えつつ、多様な文化の普及啓発を行っていく施設にすべき。
- 市民に寄り添い、市民が利用しやすい施設にすべき。
- 使いやすさを追求すべき。
- みんなが使えるホールが必要。

➤ 芸術文化の新たな拠点としての役割を果たすことができる施設

- 人材育成は非常に重要であるため、事業として育成プログラムを持つべき。
- 独自の自主事業を制作するとともに、利用する団体もその方向性を意識した企画を行うような協力体制が必要。
- 今後益々多様化する劇場の役割に対応できる「懐の深さ」を持った施設が必要。
- すべての人に芸術文化を届ける役割を果たすべき。
- 新たな文化施設に、どのような課題をクリアできるクオリティを持たせるのか、考えるべき。
- 芸術文化をリードするような施設にすべき。

➤ まちの誇りとなる施設
➤ 将来にわたり、持続可能な施設

- 長崎のブランドやステータスを高めるようなホールに。
- まちのランドマークになるような施設になるとよい。
- シビックプライドのシンボルとなる施設にするとよい。
- 今後 30 年先、50 年先を見据え、人口減少の中でも持続できる施設づくりを行う必要がある。

4 施設整備の考え方

長崎市内の文化施設の現状と課題や長崎市文化振興審議会でも出された意見を踏まえ、施設整備の考え方を次のとおりとします。

新たな文化施設のめざす姿

「長崎らしさ」、「芸術文化の意義や役割」、「新たな文化施設がどのような場所であるべきか」、「どのようなことが行われるべきか」、「まちづくりにどのように関わることができるか」など、様々な視点からいただいた多くの意見を踏まえ、新たな文化施設がめざす姿を次のとおりとします。

芸術文化と平和を世界と共有する

- 市民が芸術文化を楽しみ、芸術文化あふれる暮らしの喜びを体感するとともに、長崎で創られた芸術文化を世界へ発信し、世界の芸術文化が交わる場所をめざします。
- 「芸術文化は人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものであり、世界平和につながる」ことを、長崎で共有し、世界へ広げていくことをめざします。

新たな文化施設の3つの役割

めざす姿を実現するために、新たな文化施設をどのような場所にするのか、その役割を次のとおりとします。

魅せる・触れる

鑑賞の場として、人々を魅了する芸術性と専門性の高い優れた芸術文化の公演や、市民が創り上げた作品など、多様な演目の公演を楽しむことができる場所にします。

創る・発信する

市民の芸術文化活動や創作活動を支え、海外とつながり、育んできた文化的資源を磨き、長崎らしい芸術文化を創造・発信できる場所にします。

つながる・育む

誰もがいつでも立ち寄ることができる開かれた空間とし、芸術文化を通して人が集い・つながり、世代や分野を超えた交流を育む場所にします。まちとつながり、賑わいを生み、人とまちを育む場所にします。

必要な機能と諸室の構成

新たな文化施設の3つの役割に基づき、必要な機能と、機能の具体化に向けた考え方を次のとおりとします。

必要な機能

鑑賞・発表機能

芸術性と専門性の高い公演に対応でき、多彩な演目の公演が可能なメインホール

- 基本的な設備を備え、先端技術を取り込んだ柔軟な対応が可能なホールを整備します。

【客席関係】

- 座席数は1,000～1,200席程度
- 小規模な公演にも対応できるよう多層構造とします。

【舞台関係】

- プロセニウム形式
- 音楽や演劇・舞踊等多様なジャンルの公演に対応できる舞台規模、舞台設備、搬入口等を備えます。

創造支援機能

使いやすく、市民の創造活動を支える創造支援エリア

- 市民の芸術文化活動を支援する創造支援諸室を整備します。

【機能の例示】

- 小劇場機能を持ち公演会場としての利用ができるリハーサル室、日常的な練習場所として利用できる練習室等

交流促進機能

芸術文化で交流と賑わいを生み出すエリア

- 芸術文化を通して、市民や観光客の多様な交流の場となり、市民の主体的な交流活動のほか、多様なイベントが開催できる諸室やスペースを整備します。

【機能の例示】

- 市民ギャラリー、ミーティングスペース 等

諸室の構成

5 基本計画の策定に向けて検討が必要な課題の整理

施設規模及び必要諸室数等の検討

- 施設の規模や必要諸室の数、広さ、高さなどの整理
- 建設地の敷地面積、形状等も踏まえた建築面積、延床面積等の検討や、利用者の動線、公演関係者及び出演者等の動線、大道具等の動線など使いやすさに配慮した検討 など

事業費及び財源の検討

- 施設整備費（建築・電気・空調設備・舞台機構・舞台照明・舞台音響設備工事等の建物工事及び外構工事等）、備品費、設計費等の試算
- 必要な機能等を備えた施設整備のための財源の確保や補助金等を含めた外部資金導入の可能性の検討 など

整備手法の検討

- 公共が事業主となり「設計」「建設」「維持管理」「運営」の各段階において個別に発注を行う従来方式、PFI等の民間の資金やノウハウを活かした事業手法等、施設整備にあたって想定される手法の検討 など

管理運営の考え方の検討

- 運営方針、運営方式（直営・指定管理）の考え方、運営組織の考え方などの検討・整理
- 芸術文化事業の展開や施設の運営・維持管理を専門的に実行できる運営体制を構築するために、必要な人材の育成及び確保に向けた検討 など

施設意匠等の考え方の検討

- 建設地の歴史性や街並み・景観との調和への配慮、まちのランドマークとなる外観など、施設意匠等の考え方の検討

市民参画の手法の検討

- 使い勝手がよく、多くの市民に長く愛される施設となるよう、検討段階から幅広い市民が参画できる手法の検討

2 長崎ブリックホールの施設整備状況(【単独】文化施設整備事業費)

(単位:円)

予算・決算区分		決算額												予算額		総計	
年度	平成18年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	決算額計	令和2年度	令和3年度		
竣工	8年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目		22年目	23年目		
舞台	吊物機構	8,715,000		11,137,350		25,827,795			21,708,000	10,422,000	11,340,000	10,173,600	145,200,000	244,523,745	149,540,000	149,721,000	543,784,745
	音響設備			1,748,880	14,490,000			6,447,600		1,505,304	1,398,600	102,146,400		127,736,784			127,736,784
	照明設備		1,915,200	862,050					81,000,000				1,430,000	85,207,250		84,810,000	170,017,250
	映像設備			2,940,000						1,728,000	410,400		15,372,500	20,450,900			20,450,900
建築	屋根・外壁ほか			3,526,950									48,168,900	51,695,850	131,000,000		182,695,850
	内部		1,718,850	1,502,340			14,700,016		7,476,956	3,653,640				29,051,802	15,340,000	7,917,000	52,308,802
設備	電気設備							7,447,127		1,584,576		5,852,000	14,883,703	11,590,000	27,642,000		54,115,703
	空調設備		1,230,600	14,700,000		8,925,000		15,120,000	108,326,160	59,981,148	69,492,600	32,484,100	310,259,608	58,050,000			368,309,608
	給排水設備			2,498,370				9,832,320					19,430,637	31,761,327			31,761,327
	その他設備		10,224,900	3,350,025			5,178,600	2,522,232	9,288,000	10,476,000	9,180,000	39,012,523	89,232,280	23,670,000			112,902,280
合計		8,715,000	15,089,550	42,265,965	14,490,000	34,752,795	14,700,016	11,626,200	145,106,635	134,923,104	85,190,724	190,992,600	306,950,660	1,004,803,249	389,190,000	270,090,000	1,664,083,249

※平成10年～平成17年度及び平成19～20年度は施設整備事業費なし

3 公会堂廃止後の長崎ブリックホール市民優先予約

(1) 概要

公会堂の廃止以降、1,000人以上収容可能な施設は、長崎ブリックホール大ホールのみとなったことから、土日祝日の空き日の半分を市民優先日として、市民の芸術文化活動の発表や芸術鑑賞のための予約を優先的に受け付ける。

(2) 対象となる催事

次のア～ウをすべて満たす催事（興行目的を除く）

- ア 市に登録を行っている市民文化団体(R3.3.1現在245団体)や市内にある学校、市民文化団体に類する団体が行う芸術文化分野の発表や芸術鑑賞など
- イ 土日祝日に行われるもの
- ウ 1,000人程度の集客が見込まれるもの

(3) 予約決定までの流れ

(例) 令和3年5月の予約を決定する場合

←事前調査票受付→			
16ヶ月前の月末 【事前調査票締切】 (令和2年1月31日)	15ヶ月前の15日まで 【市民優先日の決定】 (令和2年2月15日)	15ヶ月前の25日 【先行予約決定会】 (令和2年2月25日)	14ヶ月前の1日 【一般予約決定会】 (令和2年3月1日)

(4) 市民優先予約の状況

(単位：件)

利用年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	合計
申し込み	15	24	26	24	29	23	29	170
第3希望までで確定	11	19	19	14	17	17	18	115
第3希望以外の日程、 または別の施設で確定	4	5	7	9	12	4	10	51
未確定	0	0	0	1	0	2	1	4

(5) 長崎ブリックホール大ホール稼働率

年度	公会堂廃止前		公会堂廃止後				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
稼働率	65.7%	62.0%	83.3%	84.7%	82.9%	82.4%	73.0%

4 公会堂廃止後の長崎ブリックホール使用料の減免拡大

(1) 減免拡大の概要

公会堂を平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止したことに伴い、平成 27 年 4 月 1 日から新たな文化施設が整備されるまでの間、長崎ブリックホール大ホールの使用料を公会堂の使用料と同程度となるよう減免を拡大。

(2) 市民文化団体に対する減免状況

減免拡大前	減免拡大後
使用料の 4 割に相当する額	100 分の 60 から 100 分の 80 の範囲内で定める額

(例) 市民文化団体が、日曜日の午後 1 時～ 5 時に、入場料 3,000 円で使用する場合

	A 減免拡大前 (4 割減免)	B 減免拡大後 (68/100 減免)	【参考】 公会堂使用料 (4 割減免)
減免後の使用料	65,937 円	35,166 円	35,695 円
減免額	43,958 円	74,729 円	23,797 円
通常の使用料	109,895 円	109,895 円	59,492 円

(3) 市民文化団体に対する減免実績

(単位：件、円)

	減免拡大前		減免拡大後				
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
件数	20	18	256	280	273	290	242
金額	937,970	905,988	4,519,046	4,958,865	4,494,310	4,746,933	3,912,456

【参考】公会堂の減免実績

	26 年度
件数	146
金額	2,189,367

第22号議案「長崎市公会堂条例を廃止する条例」
に対する附帯決議

本議案は、施設の老朽化や耐震性の不足等の状況を総合的に勘案し、平成27年4月1日付をもって公会堂を廃止しようとするものであり、慎重な審査を行うため、継続して審査を行ったところである。審査において、今回廃止しようとする公会堂は、構造体や設備の著しい老朽化、耐震性の不足等の状況から、今後、全面改修を行ったとしても、空調の性能向上やバリアフリー対応、バックヤードの拡充、搬入口の改良などの課題を解消できず、文化施設としての十分な機能を備えた誰にとっても使いやすいホールとはなり得ないものと考えられる。また、長崎国際文化センター建設計画に関する考え方については、同計画により建設された施設同様、その精神をしっかりと未来へ引き継ぐという考え方が示され一定理解できるものである。これらの点を勘案し、公会堂の廃止については、事情やむを得ないとする。

しかしながら、公会堂廃止後の代替機能の確保については、現時点では、時期や場所等について明確にされていない。このことは、日頃から芸術文化の創作・発表の場として公会堂を利用している市民の活動の場がなくなってしまうのではないかという不安につながっている。

一方、県庁舎跡地活用検討懇話会からの提言において、県庁舎跡地の主要機能の1つとして「ホール機能」が盛り込まれているが、県庁舎跡地の活用は、さまざまな大型事業の検討が進められる中、長崎市の財政負担の面からも、まちづくりの面からも大変重要な課題であり、周辺施設との役割分担にも十分に配慮しながら、整備が進められる必要があるが、県において、具体的な検討がこれから行われ、方針が示されるものと考えている。

よって、今後、代替機能の確保について検討を進めるに当たっては、公会堂が市民の芸術文化活動の拠点であることを鑑み、強い意志を持って取り組まれるよう、以下の点について強く要請する。

- 1 県庁舎跡地の活用において、当事者意識を持ち、特にホール機能については、不転の決意をもって県との協議を積極的に推進し、早急に県市の意見をまとめること。
- 2 公会堂廃止後、新たに機能が確保されるまでの間は、ブリックホールを初めとしたその他の文化施設において、市民文化団体の利用を優先し、あわせて使用料の減免についても検討を行い、市民の芸術文化活動を支援すること。

平成26年6月25日

長 崎 市 議 会